

令和5年度 福祉館あけぼの自然災害等対応マニュアル

R05/04/01 施行

1 台風・集中豪雨等への対応

- ① 大雨警報、洪水警報、暴風警報のいずれかが出された場合は、当館利用者に伝達し、活動の継続・中止を判断していただく。利用予定者には連絡を取り、判断していただく。
- ② 当館主催の事業については、大雨、洪水、暴風のいずれかの警報が出された時点で活動を中止とする。
- ③ 大雨または暴風の特別警報が出された場合は、当館利用者に活動の中止を指示し、早期に退館していただく。利用予定者には使用停止を連絡する。また、大雨、洪水、暴風警報のいずれか2つ以上が出された場合も同様とする。
- ④ 島田市より警戒レベル3避難情報（高齢者等避難）以上が出された時点で、直ちに当館利用者に情報を伝え、活動の中止していただく。利用予定者には、その旨を連絡し、使用中止を知らせる。
- ⑤ 当館利用中に風雨等が強まり、退館が困難または危険な場合は、活動時間が過ぎても一時的な避難を認める。
- ⑥ 地域住民が自主避難してきた場合は、当館の安全性を松葉町自治会長が判断し、緊急避難を認める。松葉町自治会長と連絡が取れない場合は、館長が、館長不在の場合は館員が判断する。

2 南海トラフ地震への対応 *臨時情報は予知情報ではない。半割れを受けてのもの。南海トラフ地震臨時情報が出された場合の対応は、以下のとおりとする。

- ① 臨時情報（調査中）が出された場合は、利用者及び利用予定者に伝えるが、活動継続、中止の判断は利用者に任せる。
館員はテレビ・ラジオ等で情報収集に努める。
- ② 臨時情報（巨大地震警戒）が出された場合は速やかに利用者に情報を伝え、活動を中止し、退館していただく。利用予定者へも利用中止を知らせる。
多少の時間的余裕があるので、落ち着いて帰宅、行動するよう呼びかける。館員は、火の元確認を直ちに行い、ガスの元栓を閉め、地震発生後の火災発生を防ぐ。電源については、状況により判断する。職員の勤務体制については福祉課の指示に従う。
★地震発生までの時間的猶予は最短2時間から1～2週間とされている。
★マグニチュード8以上の地震を想定
- ③ 臨時情報（巨大地震注意）が出された場合は、②と同様の扱いとする。
★地震発生までの時間的猶予は最短2時間から1～2週間とされている。
★マグニチュード7以上の地震、ゆっくりすべりを観測した場合

*南海トラフ地震→30年以内に70～80%の確率で、M8以上の地震が発生する。

*M8以上の半割れ地震が発生した場合、過去103回のうち、7日以内に7回、3年以内

に 17 回巨大地震が発生している。←通常より 100 倍発生しやすい。

- *M7 以上 過去 1437 回のうち、7 日以内 6 回、3 年以内 14 回、巨大地震発生
- *これらの情報が出されるのは、四国沖～紀伊半島沖で巨大地震が発生した場合

3 緊急地震速報、突発地震への対応

- ① 緊急地震速報を入手した場合は、当館利用者に直ちに伝え、安全確保を図る。
 - ・窓、家具等から離れる
 - ・頭上への落下物のない各部屋中央部に移動し、屈む。
 - ・火気を使用中の場合は、直ちに消火する。
- ② 突発的に地震が発生した場合は、館員は直ちに安全確保を呼びかける。
- ③ 強い揺れの場合は、揺れが収まったら利用者を屋外へ避難誘導し、利用者の安否を確認するとともに安全確保を図る。
- ④ 負傷者等が発生した場合は、応急処置を実施し、必要に応じて救急車を要請する。
- ⑤ 利用者の避難誘導等が終了したところで、館員は館内の火の元の確認をするとともに、館内の状況を確認し、損傷の程度を把握する。館内への立入りが危険な場合は外部から実施する。
- ⑥ 利用者、館内の状況が把握できたところで、館員は福祉課へ状況を連絡する。発信制限等の影響で連絡手段がない場合は、災害伝言ダイヤル、Eメール等を活用して連絡を試みる。また、番生寺地区自主防災組織に協力し、利用者および避難者の安全確保に努める。

4 火災への対応

- ① 火災が発生した場合は、直ちに火元を確認し、利用者の避難誘導を行うとともに初期消火にあたる。
- ② 利用者の安否確認終了後、消防署、福祉課に連絡する。
- ③ 初期消火は火が天井に届くまでとするが、それ以前であっても危険性を感じたら直ちに消火活動を中止し、避難する。
- ④ 火災で今後の使用が困難になった場合は、当館利用予定者に使用中止を連絡する。

5 自然災害等非常時の使用料

- ① 台風、集中豪雨、地震、火災等の影響で使用中止となった場合は、途中中止も含めて使用料を全額免除する。

6 急病、ケガ、熱中症等への対応

- ① 急病者、体調不良者、けが人等が出た場合は、館員が症状を観察し、教養娯楽室、和室等でしばらく静養していただく。軽度のケガは応急処置を実施する。
症状が重篤、心肺停止の場合は直ちに救急搬送を要請する。救急隊が到着するまで、AEDを使用するとともに心肺蘇生を実施する。その際、該当者の家族および福祉課

へ連絡する。一般利用団体等については、使用責任者を中心に該当者の家族等への連絡を依頼する。

- ② 症状の見極めがつかない場合や医療機関での受診が必要と思われる場合は、該当者の家族へ連絡をとり対応をしていただく。一般利用団体については、使用責任者を中心に対応していただく。

7 新型コロナウイルス等への対応

- ① 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、流行性胃腸炎等の感染症の流行期には、当館入口に消毒用アルコール、塩素系除菌剤等を設置し、館内へ立ち入る際には、消毒とマスクの着用を依頼する。利用中の換気、密を避ける等の依頼も実施。
- ② 新型コロナウイルス等の新型コロナウイルスの流行期には、上記対策の他に、保健センター、福祉課からの新たな指示事項を実施し、蔓延防止にあたる。
- ③ 館内で感染症等が発生した場合は、福祉課の指示により、管内の消毒ならびに必要な応じて休館等の措置を実施する。
- ④ 館員が新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、急性胃腸炎、その他の感染症に罹患した場合は、医師の完治証明または勤務復帰許可がでるまでは、利用者等への感染拡大防止のため、出勤を認めない。また、利用者についても他への感染拡大防止のため、当館の利用を遠慮していただく。

8 要配慮者への対応

- ① 高齢者等で歩行が困難な場合は、館員または利用者が介助し、避難や移動を行う。
- ② 職員が2名（場合によっては1名）しかいないので、利用者相互の助け合い、介助をお願いする。要介助者、要配慮者、負傷者を優先的に避難させる。
- ③ 突発時を除いて、事前に災害情報を伝え、早め早めの対応をお願いする。
- ④ 地域住民、行政、関係機関へ支援を要請する。

9 その他、新型コロナウイルス等への対応

【現在】

*印は R05/05/08 より実施

- ① 利用に際しては、下記の事項を厳守する。
 - *ア マスクの着用は自己判断とする。(感染状況拡大の状況により注意喚起を実施)
 - *イ 入館時の検温は自己判断とする。(感染状況拡大の状況により注意喚起を実施)
 - ウ 3密（密閉・密集・密接）を避ける。
 - エ 入退館の手指のアルコール消毒を行う。
 - オ こまめな換気の実施（最低でも30分に1回5分程度）
- ② 各部屋の定員の目安等
 - ・会議室・・・会議 最高30人 運動・発声を伴う活動 最高20人
 - ・教養娯楽室・・・会議 最高7人 発声を伴う活動 最高5人
 - ・和室・・・会議 最高10人 発声を伴う活動 最高6人
 - ・教養講座（料理講座、台湾家庭料理講座）は調理の活動はできるが、
*会食は個人判断とする。

- ③ 発熱者、カゼ・咳症状のある者、帰国後2週間以内の者、濃厚接触者（陰性判定が出るまで）の利用は認めない。
- ④ 当館利用後感染が判明した場合は直ちに当館へ連絡する。

【非常事態宣言発令時】

- ① 相談事業、自治会関係の常会を除き、全ての会館事業は中止する。貸館事業については自粛を求める。入館に際しては、【現在】の①②③を適用する。

【日常的な利用規制】

- ① 新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ・流行性胃腸炎・流行性角結膜炎等の感染性・伝染性疾患に罹患されている方
- ② 発熱・嘔吐症状のある方
- ③ 過度な飲酒で酩酊状態の方
- ④ 物品の販売等、営利目的で利用される方